

# 令和8年度 特定建築物等耐震改修計画策定事業のご案内

## 1 事業の目的

この事業は、地震に強い安全なまちづくりを推進するために、建築物の耐震対策を支援するもので、建築物の耐震化のための計画にかかる経費の一部を補助するものです。

## 2 補助予定棟数・受付期間

○補助予定棟数 2棟

(申込み受付は先着順とし、予算上限に達し次第受付を終了致します。)

○受付期間・受付場所 令和8年5月7日(木)～10月30日(金)

建築指導課(市庁舎17階)

(受付は土、日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分までとします。)

## 3 対象となる建築物

下記のⅠ～Ⅲすべてに該当するものが対象となります。

Ⅰ. 昭和56年5月31日以前に着工した建築物

Ⅱ. 耐震診断の結果、安全基準に適合しないとされた建築物

(安全基準…建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号))

Ⅲ. 下記の①～④のいずれかに該当するもの(該当の可否について、事前協議が必要です)

① 特定建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年度法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に定める建築物(別表第2))

② 緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第14条第3号に定める建築物)

③ 要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条に定める建築物)

④ 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条に定める建築物)

## 4 対象となる耐震改修計画

一級建築士が策定する耐震化のため(安全基準に適合するため)の計画

※計画の結果について、岐阜市建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱別表に掲げる者(以下「耐震評価委員会等」という。)(別表第1)に諮られる必要があります

## 5 補助金の額

耐震改修計画に要する経費(耐震評価委員会等に諮る費用を含む)と、下記に定める基準額に延べ面積を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じた額を補助金の額とします。

延べ面積	基準額	補助率
1,000 m <sup>2</sup> 以内の部分	3,890 円/m <sup>2</sup>	①、②の場合…4/9
1,000 m <sup>2</sup> を超えて2,000 m <sup>2</sup> 以内の部分	1,990 円/m <sup>2</sup>	③、④の場合…5/6
2,000 m <sup>2</sup> を超える部分	1,330 円/m <sup>2</sup>	(3-Ⅲ参照)

### 【注意点】

- ・消費税及び地方消費税は補助対象外です。
- ・岐阜県又は岐阜市が行う他の補助金等を活用する場合は、補助対象経費が重複しないこと。
- ・①、②の場合は、計画策定に要する経費を9,000で除し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた後、9,000を乗じて得た額が補助対象となる経費になります。
- ・③、④の場合は、計画策定に要する経費を6,000で除し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた後、6,000を乗じて得た額が補助対象となる経費になります。

## 6 補助を受けられる方

対象となる建築物の所有者（分譲マンションにあつては、管理組合又は管理組合法人）

（注）当該年度の1月中旬までに補助事業等実績報告書の提出が必要となります。

（注）事業完了の日から起算して30日以内に補助事業等実績報告書を提出されない場合は、補助が受けられなくなります。

## 7 申込み時に必要な書類（交付申請）

- 補助金等交付申請書
  - 事業計画書
  - 添付書類
    - ・建築物の建築時期、所有者が確認できる書類の写し  
（家屋の課税明細書、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書の写しなど）  
※申請者が法人及び管理組合（分譲マンション等）の場合、代表者が確認できる書類の写しも必要
    - ・耐震改修計画策定前の耐震診断結果報告書の写し
    - ・耐震改修計画策定を行う一級建築士の免許証の写し
    - ・耐震改修計画策定費の見積書の写し
    - ・相手方登録申請書（未登録または登録事項に変更がある場合）
- （相手方登録は市ホームページ上、「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」からも申請できます）

## 8 策定が完了した時に必要な書類（実績報告）

- 補助事業等実績報告書
- 事業実績書
- 添付書類
  - ・耐震評価委員会等に諮られた書類の写し
  - ・耐震改修計画の内容が確認できる書類（図面、計算書等）
  - ・耐震改修計画策定費の領収書の写し

別表第1（耐震評価委員会等）

都道府県の建築士事務所協会
一般財団法人日本建築防災協会が設置する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する法人であって、法第17条第3項第1号に規定する基準の適合判定業務を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律の事務処理要綱第3条に規定する知事の認めた専門機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社確認サービス</li> <li>・日本 ERI 株式会社</li> <li>・NPO 法人コンクリート技術支援機構</li> <li>・ビューローベリタスジャパン株式会社</li> </ul>

別表第2（特定建築物の要件）

用 途	規模要件 (階数、延べ面積)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所</li> </ul>	階数2以上かつ 500㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校</li> <li>・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等</li> </ul>	階数2以上かつ 1,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の学校</li> <li>・ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設</li> <li>・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>・集会場、公会堂 ・展示場 ・卸売市場</li> <li>・百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗</li> <li>・ホテル、旅館 ・賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿</li> <li>・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場</li> <li>・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等</li> <li>・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等のサービス業を営む店舗</li> <li>・工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）</li> <li>・車両の停車場等の建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</li> <li>・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車施設</li> </ul>	階数3以上かつ 1,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館（一般公共の用に供されるもの）</li> </ul>	階数1以上かつ 1,000㎡以上

お問合せ先  
 岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係  
 <直通> 058-265-3904

(手続きの流れ)

